

## 華南経済における労働市場の形成

やん 善 びん  
 嚴 善 平

はじめに

- I 労働市場の形成過程と構造
  - II 労働市場の特質
  - III 労働市場の形成メカニズム
  - IV 労働市場の運営メカニズム
- むすび

### はじめに

体制改革以降の華南経済、とりわけ珠江デルタ地域においては、高率の経済成長に伴った就業構造の転換が急速に進んでいる。1980年～90年の10年間広東省およびそのうちの農村地域における第1次産業就業者の割合は各々70.7%→51.1%、89.5%→67.7%と20ポイントぐらいいも低下し、同期間全国のそれらをはるかに上回った(68.7%→60.0%、94.1%→79.4%)<sup>(注1)</sup>。また珠江デルタ地域に流入した外地の労働者数は1991年に300万人以上おり、同地域総人口の4分の1にも達する。これは、労働力の産業間・地域間の移動が発生し、労働力の需給関係を支える労働市場が形成されたことを意味するにほかならない。

途上国の経済開発過程における労働力の移動または労働市場の問題、特に労働移動のパターン、就業行動の規定要因、労働市場の構造、それに賃金決定と賃金格差等について、多くの理論的実証的研究成果が挙げられている。なかでも特に注目しているものは、たとえば、(1)農村セクターと都市セクターの間で発生する労働力の産業間・地域

間移動のメカニズムを説明する二重経済論(dualistic labor system)、(2)農村セクター、都市インフォーマルセクターおよび都市フォーマルセクターの3部門構造に基づいた労働移動の確率モデル(probabilistic migration model)、(3)労働力の階層間移動に対して、人的資本より制度的規制の方が重要な影響を及ぼし、その根拠は異なる階層における同質の労働者の間に賃金格差が存続することにある、とする労働市場の階層化モデル(labor market segmentatin)、などである<sup>(注2)</sup>。

ところで、こうした労働移動の分析的フレームワークは、華南経済の労働市場の構造解明にどこまで援用可能であろうか。周知のとおり、今日の広東省では労働賃金関係の体系的な統計調査はほとんど行なわれておらず、あるのは一部の行政機関の一時調査のみであり、しかも未公開の場合がほとんどである。したがって、上述したような方法をもって華南経済における人的資本と賃金格差の関係や労働市場の階層化状況などについての計量的分析は不可能に近いといって過言ではない。

本稿では、経済成長と労働力移動に関する従来の理論仮説を念頭に置きながら、華南経済における労働市場の基礎構造や形成メカニズムおよび運営状態について、現地調査<sup>(注3)</sup>資料およびその他の資料を基に実証的に究明することを主な目的とする。以下まずは、華南労働市場の形成過程や労働力の需給状況などを考察し、労働市場の基礎構造の提示を試みる(第I節)。次いで労働供給者の

性格や労働市場における労働移動の地域的・部門的・階層的開放性、それに労働関係の制度的側面を分析し、華南労働市場の特質を明らかにする(第II節)。続いて労働市場が形成する経済的条件(地域経済の構造変化や市場メカニズムの導入)と制度的条件について検討を行ない、労働市場の形成メカニズムを明らかにする(第III節)。そして現存する労働市場の内部運営、特に労働市場の組織状況や労働移動の規定要因に焦点を絞って労働市場の運営メカニズムを論ずる(第IV節)。最後にこうした分析を踏まえたうえで、華南労働市場の形成メカニズムについての仮説を提示すると同時に、現存する問題点を整理して本稿のむすびに代える。

(注1) 国家統計局『中国統計年鑑 1991』北京 中国統計出版社 1991年／廣東統計局『廣東統計年鑑 1991』北京 中国統計出版社 1991年。

(注2) Lewis, W. A., "Economic Development with Unlimited Supplies of Labor," *Manchester School of Economic and Social Studies*, 第22巻, 1954年5月／Todaro, M. P., "A Model of Labor Migration and Urban Unemployment in Less Developed Countries," *American Economic Review*, 第59巻第1号, 1969年3月／Bonerjee, B., "The Role of the Informal Sector in the Migration Process: A Test of Probabilistic Migration Models and Labour Market Segmentation," *Oxford Economic Papers*, 第35巻第3号, 1983年11月／Gindling, T. H., "Labor Market Segmentation and the Determination of Wages in the Public, Private-Formal, and Informal Sectors in San Jose, Costa Rica," *Economic Development and Cultural Change*, 第39巻第3号, 1991年4月／鳥居泰彦『経済発展論』東洋経済新報社 1979年 第7章。

(注3) 筆者は1991年10月末から同11月上旬にかけて、広東省の広州市と仏山市の労働管理部門、研究機関、企業などに対する現地調査を実施した。本文の数値は、出所が明記されていない場合、すべて聞き取り調査などによる。なお、労働関係の新聞記事は池上彰英氏にご提供頂いた。ここで感謝の意を表したい。

## I 労働市場の形成過程と構造

労働用役が取り引きされる場として労働市場が成立する前提条件は、第1に労働力が各個人の私的所有であり、労働用役が個人自らの意思によって処分できること、第2に市場メカニズムに従って意思決定を行なえる企業者が存在すること、と2つある。同時に労働力を有する主体が人間であるため、労働市場における労働保護立法の確立や最低賃金制度、社会福祉保険制度等の整備も健全な労働市場にとって必要不可欠な条件となる<sup>(注1)</sup>。その意味において、華南経済も含めて体制改革以前の中国経済には労働市場は存在しなかった。社会主義経済体制下における労働力の私的所有が理論上否定されていたし、実際にも農村と都市の制度的分断および都市セクターにおける就職・福祉・保険の「三位一体システム」の存続があったからである。

しかし、農業生産請負制に端を発した改革開放は農村または農業セクターに堆積していた潜在的過剰労働力を顕在化させ、労働力の産業間移動を余儀なくさせるようになった。それらの農業過剰労働力を吸収する受け皿はいわゆる郷鎮企業であり、多くの地域では「離土不離郷」を特徴づける農村労働市場が形成されつつある。華南労働市場の形成はまさにこの「農村労働市場」を基礎にスタートしたのである。

### 1. 華南労働市場形成の3段階

すでに触れたように、今日の珠江デルタ地域では、労働力の産業間移動は当該地域内部にとどまらず、外地からの流入労働者も大勢含まれ、また労働移動の現象は都市セクター内部でも相当の程度見られるようになっている。ところが、現段階

に至る過程において労働市場の形成ぶりは時期によって相当異なっていた。大きく分けて見るなら以下の3段階がある(注2)。

第1段階(1980~84年)：農村経済改革のなかで、郷鎮企業の急速な成長に加えて、沿海開放地域と指定された珠江デルタ地域には多くの「三来一補企業」(委託加工補償貿易を行なう企業)が導入された。そのため、域内の農村過剰労働力は急ピッチで郷鎮企業や「三来一補企業」に流出し、ついに労働過剰経済から労働不足経済への構造転換が発生し始めた。その際、農村労働力のうち、ごく一部の高等教育水準の若者の深圳等の経済特別区への転出があることを除けば、農村労働市場における労働力の需給関係や就業状況は、ほかの発展農村地域(たとえば、蘇南モデル地域)のそれとほとんど変わらない。すなわち、兼業就業と在宅通勤を特徴とする「離土不離郷」型の労働市場が主流をなすのである。もちろん、珠江デルタに近接する後進農村地域から労働者の自発的な流入が、わずかながらもすでに現われ始めたことを指摘しておくべきである。

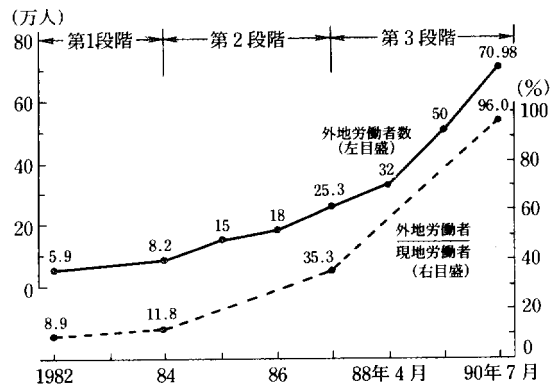
第2段階(1985~87年)：この期間改革開放の加速によって、香港の加工業をはじめとする「三来一補企業」および「三資企業」(合弁、合作、独資の企業)の珠江デルタ進出は益々増加し、それに伴う就業機会の増加も域内農村の労働供給を上回った局面をもたらした。一部の珠江デルタ出身の労働者は、深圳等の都市セクターへ活発に移動し、域内の労働力の不足に拍車をかけた。帰するところ、以前のような近隣地域からの自発的な労働力の流入はもはや安定的労働供給を維持しえなくなり、それに代わって労働力の組織的導入が必要になってきた。その労働力の供給源は主として同じ広東省の珠江デルタ以外の農村地域である。

ここでは、この段階の労働市場は、「離土不離郷」の枠を突破したことから大きく発展したと見るべきであろう。

第3段階(1988~91年)：周知のとおり、1987年中国は「沿海経済発展戦略」という新しい長期構想を打ち出し、内外の注目を集めた。その翌年の1988年から、労働需要の増加が一層進んだ背景的条件もあってか、珠江デルタへの労働力移動は何も近隣地域に限らず、ほぼ全国の各地域から潮のように流れ込み、のち「盲流問題」まで発展したほど激しかった。無秩序状態下の過剰な人口流入は、あとで述べるようにさまざまな問題を引き起こしたことは事実であるが、この過程において経済的利益を追求するための労働力の産業間、地域間、部門間、階層間での「自由な」移(異)動こそが競争的な労働市場の形成にプラスの役割を果たしたに違いないと考えてよかろう。

ところで、珠江デルタ全体について、こうした労働市場形成の3段階を反映する統計データは残念ながらないので、同地域内の東莞市の状況(注3)を示すことにしよう。第1図からはっきりわかるように、1984年までは外地労働者(東莞市以外からの)の年間増加数は1万人前後にすぎず、同市

第1図 東莞市外地労働者流入数の推移



(出所) 東莞市労働服务公司資料より作成。

の現地労働者に占める外地労働者の割合も低く10%ぐらいで横ばい状態だった。しかしその後、外地労働者の年間増加数は1984～85年間は6万8000人、85～86年間は3万人にのぼり、86年から90年7月にかけてはさらに7万3000人、6万7000人、18万人、20万9800人と加速的に増加する傾向にある。そして現地労働者に占める外地労働者の割合も1984年の11.8%から87年の35.3%に、さらに90年7月の96.0%にと高まり、労働市場における供給側の構成に質的な変化が生じたことを窺わせる。

## 2. 労働市場の構造

こうして形成された華南労働市場であるが、その労働力の供給源や労働市場の地域的開放性と職業的開放性、それに労働市場の階層性などからなる労働市場そのものの構造はどうであろうか。

華南経済は、途上国で見られるような都市と農村の「二重経済構造」と違って、農村セクター内には農業 (rural farm) と非農業 (rural non-farm)、そして都市セクター (urban sector) 内には国营・集団営・三資企業 (formal sector) と個人営等の零細な雑業層 (informal sector)、さらにその上に農村セクターと都市セクターの関係が存在する、いわゆる「二階層二重経済構造」(注4)にその特徴を求めなければならない。これは実に中国经济全体の構造的特質でもある。

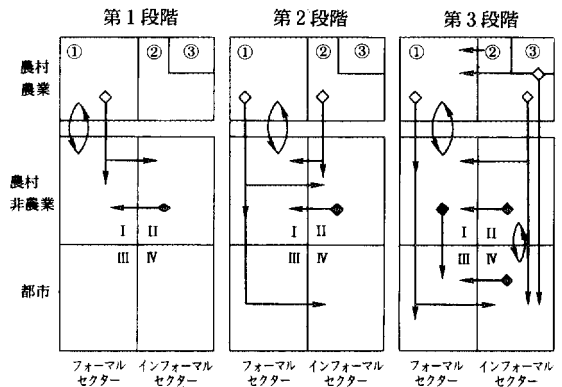
そこで、こうした経済構造によって規定され、労働市場の構造は、農村労働市場、都市労働市場および統一労働市場の3つから構成されると想定してしかるべきであろう。それは、多くの途上国で検出された二重労働市場モデルや3部門労働市場モデル、それに農業・農村非農業・都市セクター対フォーマル・インフォーマルの分析枠組(注5)ともその性格を異にしている。それに中国特有の「戸口制度」等の労働力の地域間移動に及ぼす影

響を考え合わせると、華南労働市場の構造を考察する際、労働力の主たる供給源である農村地域はさらに、(1)珠江デルタ内の農村地域、(2)広東省内の他地域、(3)広東省外の地域、と区別されなければならないと思われる。

また労働力の吸収者である非農業セクターについても、企業の立地や性格からみて、農村非農業—フォーマルセクター (I)、農村非農業—インフォーマルセクター (II)、都市—フォーマルセクター (III)、都市—インフォーマルセクター (IV) と4つのグループがあると考えられよう。言い換えれば、労働力の需給関係を調整する労働市場は実に4つの労働市場ブロックに分けられているのである。

このようにして、華南労働市場の構造および各段階における労働力移動のパターンは第2図のよ

第2図 労働力移動パターンの概念図



(出所) 筆者作成。

(注) ①=珠江デルタ内の農村地域、②=広東省内の他地域、③=広東省外の地域。

I=郷鎮営企業、村営企業および「三来一補企業」。II=個人経営、合作経営等の零細企業。III=国营、集団経営および「三資企業」。IV=個人経営、合作経営および手工業等の雑業層。

◇→労働力の供給源と移動方向、◆→労働市場階層間の労働力供給源と移動方向。

うに仮説的に提示されうる。同図では、地域間や労働市場ブロックの間の労働力の移動方向は矢印で示されているが、地域内およびブロック内部での労働力移動を表わすマークが省略されている。もちろん、この労働力移動パターン概念図はあくまで労働市場の構造を理解するための手がかりとして多くの細部を省いて描かれたものである。

(注1) 南亮進・小野旭『労働経済論』有斐閣 1972年 第4章。

(注2) 東莞市委政研室「東莞市労働輸入の実践と思考」(『南方農村』1990年第10期) 11~15ページ。

(注3) 同上。

(注4) 栗林純夫「中国の二重経済発展」(『アジア研究』第37巻第3号 1991年6月) 1~28ページ。

(注5) Santiago, C. E.; E. Thorbecke, "A Multi-sectoral Framework for the Analysis of Labor Mobility and Development in LDCs: An Application to Post war Puerto Rico," *Economic Development and Cultural Change*, 第37巻第1号, 1989年10月参照。

## II 労働市場の特徴

### 1. 労働供給者の性格

よく知られているように、中国では農業改革は人民公社体制下の集団営農システムを崩壊させ、家族経営の自作農を生み出したが、土地の集団所有制がいまでも維持されていることから、今日の中国農民は一種の準自作農でしかない。農家が自主的に土地を売買することが禁止されているからである。そのため、農村人口の絶えざる増加が農地の零細化を必然的にもたらすにもかかわらず、農民層の下方への分解はほとんど発生しない。というのは、同じ集落もしくは同じ地域内では、「農業戸口」をもつすべての者はだいたい同じ程度の耕地を与えられることになっているからである。こうした耕作権の制度的保障によって、多く

の途上国で観察される土地なし農業人口・労働力(landless workers)<sup>(注1)</sup>は中国では存在しないといつて過言でない。結局、労働市場のなかの労働者は以下の性格を有することにならざるをえない。

第1に、農村労働市場における現地の非農業就業者のほとんどが兼業就業と在宅通勤という就業形態をとっている。これは、農家労働者が職探しのための一次的離職(失業)をしても、基本的な生活が農業所得によって賄われ、したがって、労働市場における労働力の高移動性がありうることを意味する。

第2に、地域間移動をする非農業就業者は基本的に個人単位で職探しをし、挙家離村はめつたにない。それがゆえに、地域間の労働力移動に伴うコストが割合安く、広域労働市場の形成が促されると考えられよう。

第3に、華南労働市場における外地労働者の大多数は単なる出稼ぎ者ではない。かれらは本籍地の実家と多少の経済的関連(たとえば、仕送り等)を保ちながらも、自らの生活基盤を完全に近いほど勤務先に置いている。1990年の人口センサスによると、珠江デルタ地域において戸籍所在地から離れて1年以上たった外地労働者(「暫住人口」)の現地人口に占める割合は15.2%に達し、特にそのうちの深圳市、珠海市および東莞市における同指標の数値は各々62.1%、26.8%、26.0%と非常に高い。また同地域の外地労働者は300万人いるとすれば、そのうちの9割までもいわゆる「暫住人口」なのである。

第4に、第3の必然的結果として外地労働者はどうしても教育水準の相対的に高い者が主流をなす。東莞市1990年の調査結果<sup>(注2)</sup>によれば、外地労働者の7~8割は30歳以下である。また教育水準は、高卒程度以上8.5%、中卒程度64.3%、小卒

程度23.5%、文盲等3.7%となっており、広東省農村労働力の同指標の9.3%、31.5%、45.5%、13.7%と比較すると、前者の著しく高い中卒の比率が目につく。

第5に、華南労働市場の外地労働者のうち、女性は圧倒的多数を占めている。東莞市ではその比率が6割強、章木头鎮では8割にものぼる。これはおそらく後述する華南経済構造（「三来一補企業」、「三資企業」など組み立てや裁縫が多い）の特質に由来したと考えられよう。

## 2. 労働市場の地域的・階層的・部門的開放性

ここでいう地域的開放性は第2図に示された①、②、③からの農家労働力がⅠ～Ⅳに流入する際の難易度を、また階層的開放性はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4つの労働市場ブロックの間で労働力移動がどこまで可能かを、さらに部門的開放性は、労働市場ブロック内の異なる部門間（たとえば、企業の所有形態間・産業間・規模間）での労働力移動の可能性を、判断基準として見ることにする。

一般的に、労働者の就業行動に影響をおよぼす要因は、賃金格差や就業機会のほかに社会経済的規範あるいは制度的規制も見逃されてはならない。それらの関係を定式化すると、労働力移動量 $M=f(W, E, S)$ が成立する。ただし、 $W$ は給与から移動に伴うコストを差し引いた実質賃金を、 $E$ は就業機会を、 $S$ は「戸口制度」や労働採用の地元優遇政策を指す<sup>(注3)</sup>。

この視点をもって華南労働市場の形成過程の地域的開放性について、以下の特徴を推察することができよう。つまり、第1、第2の段階において、珠江デルタ地域と広東省内の他地域に一定の所得格差が存在し、しかも前者のほうに非農業就業機会が急速に増加するにもかかわらず、労働市場の制度的未組織（情報伝達の遅さ）等が原因で、地域

間の労働力移動は量的に少ないだけでなく、流入形態もほとんど自発的にならざるをえなかった。

この段階では労働力の地域間移動はあまり問題にはなっておらず、その意味で地域的開放性があると見てよい。この地域的開放性は実際に1989年頃「盲流問題」が深刻化するまでに相当高かった。

しかし、「盲流問題」の解決を端緒とした組織的労働市場の構築、とくに広東省政府の「先城鎮後農村、先本地後外地」（農村より都市を、外地より現地を優先せよ）という都市・地元優先政策<sup>(注4)</sup>の出現によって、労働力の地域間移動はかなり厳しく制限を受けるようになった。つまり地域間移動の難易度から見る場合、地域的開放性はむしろ低下する方向に向かいつつあると思われる。ただしこの点だけで、華南労働市場の形成度合があまり高まっていないと評するのはややナンセンスであろう。なぜならば、組織的労働市場は労働人口の過剰な流入、ひいては急速な都市雑業層の肥大化・スラム化およびそれらに起因する社会的不安を事前に除去できるという点で重要な役割を果たしている、と考えられるからである。

続いて、労働市場の階層的開放性について述べる。1991年11月に筆者の現地調査によれば、華南労働市場における需給関係は、途上国で一般的に観察されるような農村セクターと都市セクターの接点に存在するのみならず、労働市場ブロック内の在職者のうち、第2図に示されたⅠ→Ⅲ、Ⅱ→Ⅰ、Ⅳ→Ⅲ、Ⅱ→Ⅳのような階層間での労働力移動も大勢ある。特に興味深いのは、それらの移動は一定の順序に従って行なわれていることである。すなわち、フォーマルな郷鎮企業あるいはインフォーマルな都市部門の地元出身者は、言語や慣習など社会的要素および優遇政策の影響を受けて、一番先にフォーマルな都市部門、特にそのう

ちの「三資企業」に流入する。そしてそれらの流出者を補うかのように、まず珠江デルタ以外の省内労働者、次いで省外の労働者も流れ込んで、労働市場の底辺を支える。さらに進んで、珠江デルタ地域の農業の一部もこの領域外の農村労働者によって担われつつ、地元の農家はまさに地主的な存在となってきた。東莞市委弁公室の調査報告書がはっきり示しているように、外地労働者の多くが従事する仕事は単純かつ重労働であり、現地労働者が敬遠するものばかりである(注5)。

普段、特殊な技術的熟練を必要とする比較的高度な経済構造のなかで、労働者の企業内異動があるにしても、相異なる階層間での移動はむしろ非常に少ないとされている。しかし、華南労働市場において高い階層的開放性がある。それは何故であろうか。基本的な原因は、おそらく小規模でしかも労働集約型の組み立て加工業の低次元の産業構造に求められよう。低次元の産業構造は専門的特化技術をそれほど必要としないからである。

最後に、労働市場の部門的開放性を見てみよう。

専門的技術の熟練度に対する要求が比較的低い華南労働市場において、特に居住地に拘束されない外地労働者の場合、賃金水準の格差や職場の条件に起因する部門間(企業の所有形態間・産業間・規模間)の移動は相当ある。全体の傾向としては、零細かつ低賃金・重労働の個人営企業から「三来一補企業」と「三資企業」へ、そして職場環境のよくない加工業など第2次産業から賃金水準の高い交通・運輸業、飲食・サービス業など第3次産業へと移動する傾向があると指摘されている(注6)。

最も注目値するのは、都市セクター内でも労働者の部門間移動が活発化していることである。ある調査資料によれば、広東省の都市セクターにおいて、自主的に従事する仕事を辞め新しい職業を求める労働者(「就業転待業人員」)の人数は、1988年以前年率22.7%と伸びていたが、90年以降同数値は35%と高まり、しかも増大する傾向にある。またその「就業転待業人員」のうち25歳以下の者は全体の47%を占め、部門間の労働力移動が若年層に集中していることが窺える。それらの

第1表 広東省都市セクターの退職者数と退職率\*

	(単位: 万人, %)				
	合計	国営部門	集団営部門	個人営部門	臨時的仕事
広 東 省					
年間退職者数	17.74	3.15	5.3	1.96	7.33
年間退職率	2.2 (23.8)	0.6 (26.4)	2.5 (21.1)	3.4 (33.6)	(23.1)
江 蘇 省					
年間退職者数	3.75	0.55	0.84	0.06	2.3
年間退職率	0.4	0.1	0.3	0.3	
全 国					
年間退職者数	74.62	11.94	25.06	5.83	31.79
年間退職率	0.5	0.1	0.7	0.9	

(出所) 国家統計局社会統計司編『中国労働工資統計年鑑1990』北京 中国統計出版社 1990年。

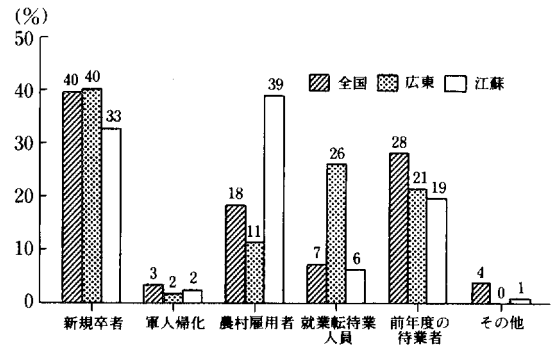
(注) (1)\* 退職率=就業転待業人員÷平均就業者数。(2)空欄は不明。(3)かっこ内の数値は全国に占める広東省の割合。

「就業転待業人員」が狙っている就職先は主として「三資企業」、金融機関、旅行会社など賃金水準の高い第3次産業であり、国営・集団営の工業企業は特に敬遠されているという。

第1表は広東省都市セクター内の労働移動を労働者の所属する企業の所有形態別や全国と江蘇省と比較してみたものである。まず目につくものは所有形態を問わず、広東省都市セクターの退職率（平均就業転待業人数／平均就業者数）は全国のそれより3～4倍、江蘇省のそれより5～11倍も高い、ということである。1989年に全国都市セクターの「就業転待業人員」74万6200人（年間）のうち、広東省は17万7400人で全体の23.8%を占めている。また国営部門、集団営部門、個人営部門および臨時工の「就業転待業人員」に占める広東省の割合は各々26.4%、21.1%、33.6%、23.1%といずれも大きい。また、退職率を所有形態別にみると、国営部門の0.6%より集団営部門の2.5%と個人営部門の3.4%の方がはるかに高く、所有形態間に格差が存在することを看取できる。そして、全国または先進地域である江蘇省の退職率と比較して、いずれの部門においても広東省のそれが何倍も高い。

こうした急増する「就業転待業人員」は労働の供給構造に影響を与えないわけにはおかない。1989年に都市セクター労働者の供給源別構成は、全国の場合、中卒・高卒・専門学校卒・大卒などいわゆる新規卒者39.7%、都市出身軍人の復員と軍人幹部の転業3.3%、農村からの雇用者18.2%、「就業転待業人員」7.1%、前年度の「待業者」の繰下げ27.0%、その他3.7%となっているのに対して、広東省の場合は各々40.1%、1.6%、11.1%、26.2%、21.0%、0.0%と（第3図参照）、後者の「就業転待業人員」の比率は一段と高いわけであ

第3図 都市セクター労働力供給源の構成（1989年）



（出所） 第1表と同じ。

る。同指標は珠江デルタ地域においてより高いと考えられよう。

経済的利益などを自主的に追求して転職を行なう「就業転待業人員」の出現と増加は珠江デルタ地域の都市労働市場が次第に成長していることを示しているといえる。特に高い退職率が域内の失業率（「待業率」）の上昇を引き起こさなかったこと（広東省の「待業率」の1980年5.1%→88年1.7%→89年2.1%に対して、全国の「待業率」は80年4.9%→88年2.0%→89年2.6%）と、部門間に大きな賃金格差が存在すること（「三資企業」等からなる「その他部門」の産業別1人当り年間平均賃金を100とすれば、国営部門の場合は工業80、建築業68、商業・サービス業72と、そして集団営部門の場合は工業67、建築業50、商業・サービス業50となっている）から集団営および個人営の転職者は、よりよい職場（たとえば、「三資企業」）につくことができたと判断してよかろう。だとすれば、華南労働市場において労働市場の部門の開放性は、全国平均もしくは中部の先進地域（江蘇省）に比較してはるかに進んでいると結論づけられよう。

### 3. 労働市場にかかわる制度的側面

前述したように、健全な労働市場には競争的需



給関係およびそれに基づく賃金の決定メカニズムと併わせて、労働保護や社会的保障福祉の諸制度も整備されなければならない。労働者はかかる制度に従って労働組合という利益集団の力をもって自ら享受すべき権利を主張し経営側との交渉を行なうのである。

ところが、珠江デルタ地域においては、都市セクター、とりわけそのうちのフォーマルな部門に共産党系統の労働組合（「工会」）が制度的に存在することを除けば、外資企業、「三来一補企業」、郷村企業および私営企業には労働組合がほとんど作られていないのが現状である。

とはいえ、労働関係の制度的規定はまったくないわけではない。労働市場形成の第3段階に入った1988年9月に、外地労働者の急増、労使関係を律する制度の不在、およびそれらによった労働問題の深刻化等に鑑み、広東省第7回人民代表大会常務委員会は、「広東省経済特区労働条例」（以下、「労働条例」と略す）を制定し、都市セクターのフォーマルな部門以外の労働者、特に域外からの臨時的就業者・契約労働者の基本的権利の保護をはかろうしていたのである<sup>(注7)</sup>。たとえば、労働者の週間労働は6日を、1日の就労は8時間を超えてはならず、しかも、残業が必要なとき、一定の割高の時給を支払わなければならないとされている。また労働者の社会保険についても、雇主は労働管理部門に対して企業内すべての正社員（「合同工」を指す。臨時雇は除外される）のための生命・労災・失業等の保険金を納付しなければならないと規定されている。実際にはこの「労働条例」は深圳、珠海と汕頭に限らず珠江デルタのその他地域にも一般的に適用されているという。

しかし、現実のなかで、「労働条例」はどこまで効力を持っているのであろうか。華南労働市場の

形成過程および企業内部（主として「三来一補企業」と私営企業）における労働者の、特に弱い立場にたたさされている外地労働者の苛酷な労働条件と悲惨な生活環境についての報道は跡を断たない。低賃金重労働、あるいは基本的人権侵害等、枚挙にいとまがない。

1991年8月と9月に、3つの経済特区をはじめ、珠江デルタの各地域で「三来一補」等の企業の就業状況に関する大規模な実態調査（「労働用工執法大検査」）が、労働管理部門によって行なわれた。全体の調査報告書は未見である。深圳市における「労働条例」の執行状況について以下の事実が明らかとなった<sup>(注8)</sup>。

第1に、「労働条例」に違反する厳しい労働条件が普遍的に存在する。日曜・休日なしの企業、所定の残業時間を大幅に超える（2～3倍）にもかかわらず、残業手当をあまり出さない、あるいはわずかししか出さない企業、出勤制度が厳しすぎる企業（たとえば、残業しない者は無断欠勤と処分され、月に2日もしくは年に10日の無断欠勤があると解雇処分される。場合によって病気や女性の生理的要素もまったく配慮されない）、労働者の基本的人権が無視される企業（企業内の「保安人員」は内部規定で労働者に対する体罰等を行なう）等は、調査企業の大半を占める。労働者はまるで作業ロボットのように働くだけである。

第2に、多くの企業は労働者に対する義務（生命・労災・失業の保険金の納付）を履行しないている。深圳市福田区の場合、51.6%の企業は労災の保険金を支払っていない。同羅湖区には調査対象労働者の41.3%は労災保険に加入していない。全体としては半分以上の企業が労働保険に関する「労働条例」の諸規定を遵守していないことが明らかとなった。

こうした制度の形がい化をもたらす原因はさまざまであろうが、ここで最も重要な2つを指摘しておく。1つは「三来一補企業」等の企業労働者の多くは外地からのいわゆる不法流入者であり、雇主から強制される苛酷な労働条件に反抗する十分な力を持っていないことである。それにいくら苦しんでいても出身地の状況より少しよいかもしいないという考え、あるいは故郷に帰ろうと思っても帰れない現実があるので、労働者は厳しい労働条件に甘んずるほかに仕方がない。それに現行の労働管理は主として労働行政に委ねられており、労働組合の不在ゆえに生ずる集団交渉力のなさもその一因となっている。

華南労働市場の形成と拡大があまりにも早かったことを考え合わせると、上で述べたような労使関係の制度的整備の手遅れや制度の運営上の諸問題が避けられがたいかもしれないが、現段階の労働市場はまだ健全なものではないと認めざるをえないであろう。

(注1) 渡辺利夫『開発経済学』日本評論社 1986年第3章。

(注2) 東莞市委政研室 前掲論文、および黄祖錚「広東十年來農業労働力転移的分析」(『南方農村』1989年第6期) 1~3ページ。

(注3) 隅谷三喜男『アジアの労働市場』東洋経済新報社 1971年 第1章第2節。

(注4) 『珠海特区報』1991年7月25日。

(注5) 東莞市委政研室調研組「東莞市労働輸入的利弊和对策」(『農村研究』1987年第6期) 38~41ページ。

(注6) 呉岳争「廣州労働就業兩難問題的分析与对策」(『總経学刊』1990年第4期) 55~57ページ／『粵港情報』1991年7月10日。

(注7) 『深圳特区報』1991年11月10日。

(注8) 同上誌 1991年10月30日と同11月10日、および『汕頭特区報』1991年9月24日。

### III 労働市場の形成メカニズム

蘇南モデル地域の農村労働市場の特質に比較して、労働力移動の部門的・階層的開放性はともかくとして、労働市場の地域的開放性においては華南労働市場のほうがずっと進んでいるといえる。これらの相違をもたらすマクロ的要因に華南労働市場における外資からの誘発力や中央政府からの優遇政策などがある一方<sup>(注1)</sup>、ミクロレベルでは、華南経済の構造的性質こそが労働力の需要構造を規定し、従来の意味により近い労働市場のメカニズムの形成を促したことも大いに注目されるべきである。

#### 1. 労働市場形成の経済的条件

改革開放初期の珠江デルタ地域では、全人口1人当り耕地面積0.7<sup>ha</sup>、農村人口1人当り耕地面積1.2<sup>ha</sup>、農業就業者1人当り耕地面積2.0<sup>ha</sup>という厳しい土地制約は、蘇南モデル地域のそれといかなる相違もない。人民公社体制の解体は、農村・農業の過剰労働力を顕在化させた。しかし、人口の都市集中が制度的に厳しく規制されているなかで、農村に堆積していた過剰労働力の解消は、農村経済の構造転換を通じて実現されなければならない。つまり、農村改革による潜在的過剰就業の顕在化は、労働市場形成へ向けて内的圧力を形成するのである<sup>(注2)</sup>。

過剰労働力と労働市場とのつながりは、いうまでもなく郷鎮企業の急速な成長を通じてはじめて可能となったわけだが、珠江デルタにおける郷鎮企業の基盤はもともと蘇南地域にまさることなく、むしろ改革開放以前の戦時経済体制の影響を受け、大型の近代的産業はあまり成長できず、国の戦略に取り残されがちであったといっても過言ではな

い。それでも1980年代以来、域内の過剰労働力が次第に吸収され、ついに域外の労働力も大量に導入せざるをえない状況に至った。その原因は何だったのであろうか。

第1は「三来一補企業」の急増である。1980年代半ばに入って香港、台湾等アジア NIEs の経済は、国際経済循環のなかで構造転換を余儀なくされ、労働集約型産業の海外進出を進めざるをえないようになった。立地上のメリットや言語、慣習の関係、それに、「沿海経済発展戦略」も加わって、香港企業をはじめ、多くの国・地域から設備や生産技術が珠江デルタに持ち込まれ、組み立てや貿易加工のような労働集約型産業が急速に形成され拡大していった。いわゆる「両頭在外」（外国の資本・設備・技術・原材料等の持込みと製品の輸出）の経済構造は、国内の資本や市場の制約を受けずに存立しえるので、労働力さえあればますます発展していくことは自明の理である。

第2は珠江デルタが市場型により近い経済構造を有することである。ここには広東省全体の統計データしかないが、都市セクターにおける企業数の所有形態別構成比は、国营66.7%、集団営30.8%、その他2.5%と、全国の平均数値（各々70.7%、29.0%と0.7%）と比較すると、広東省都市の非国营企業は4ポイントも高い。

一方、広東省農村セクターの非農業部門については、第2表から読み取れるように、全国または江蘇省の統計数値に比べると、郷村政府の行政的拘束を受けずにいられる連営および私営、とりわけそのうちの零細な規模で存在できる「三項」（建築業、交通運輸業、商業・飲食・サービス業）のような企業は、農村経済の大きなウェイトを占めていることが明らかである。

総生産額でみると、広東省の建築業、交通運輸

業、商業・飲食・サービス業（「三項合計」）の全体に占める比率は27.5%、江蘇省の同じ指標値（10.2%）を大幅に上回った。また所有形態別生産額の構成では、広東省の連営・私営の比率は24.4%で江蘇省の9.9%を超え、同時に「三項合計」の連営・私営の比率でも、広東省の60.5%は江蘇省の39.5%を21ポイント上回った。

以上の経済構造が就業構造に反映されたものは、第2表に見るように、広東省農村における郷鎮企業就業者の35.3%が「三項」の零細企業にあり、そのうちの75.7%が連営企業と私営企業に吸収されている。いずれの数値も江蘇省のそれをはるかに超えている。

広東省経済のもつ上述した市場型寄りの経済構造は、労働力の需要構造に影響を及ぼさないわけにはいかない。つまり、経済活動の必要に応じて自主的に労働者を採用したりすることができる経済主体（企業）の増加は、競争的労働市場メカニズムの形成を促進したに違いない。

## 2. 労働市場形成の制度的条件

中国は、都市改革の一環として、特に国营企業の活性化を実現させるために、1986年から旧体制下の就職、福祉、保険という「三位一体システム」の改革に着手し、「国营企業実行労働合同制暫定規定」など「労働四法」を公布した。以来、企業および労働供給者双方の選択の範囲の拡大や企業内賃金制度の合理化など新しい動きが見られ、1991年末から「就職・医療・住宅」3制度の徹底的改革が始められている。中国における労働市場の形成はようやく本格化の段階に入ったのである。

ところで、全国でのこうした労働制度の改革は、珠江デルタ地域では実に1970年代末からすでにスタートしていたのである。1979年、珠海特区石景山旅遊中心ははじめて労働契約制度を導入し、労

第2表 郷鎮企業の所有形態別産業別構成 (1990年)

(%)

	郷 営	村 営	連 営	私 営	構 成 比
総生産額ベース					
全 国	39.6	34.3	7.3	18.9	100.0
広 東 工 業	46.8	28.8	8.2	16.2	72.5
三 項	39.5			60.5	27.5
江 蘇 工 業	53.2	36.9	1.8	8.1	89.8
三 項	60.5			39.5	10.2
従業員人数ベース					
全 国	25.2	24.4	8.8	41.6	
広 東 工 業	27.2	37.2	9.5	26.1	64.7
三 項	24.3			75.7	35.3
江 蘇 工 業	43.5	38.5	2.4	15.6	80.3
三 項	46.8			53.2	19.7

(出所) 農業部郷鎮企業司『中国郷鎮企業統計摘要 1991』北京 改革出版社 1991年より作成。

(注) 三項=建築業、交通運輸業、商業・飲食・サービス業。

働管理部門を中心とする労働の需給調整システムの廃止に踏み切った。翌年、深圳特区でも労働契約制度は全ての企業で施行され既存の「固定工」システムからの転換のための実験が試みられている(注3)。

珠江デルタ地域において、経済特区で始められた労働制度の改革は、先に見た経済構造の変化に伴い、外資系企業のみならず、国営・集団営の企業でも急速に繰り広げられた。広東省では契約労働制度は1983年から全面的に施行に移され、全国のそれより3年も早かった。改革の結果、企業側は自らの需要に応じて採用する労働者の数量と質を決定することができる一方、労働供給者も自主的に企業を選ぶ自由を与えられている。それにとどまらず、在職者の多くはよりよい給与や仕事の環境を求めて転職することも制度的に保障されるようになってきている。特に、外資系企業の急増が労働供給者に多くの選択のチャンスを提供できることを念頭におくべきである。

都市セクターの労働賃金制度に比べると、郷鎮企業における労働採用や賃金決定はあくまで当事者(経営管理者・郷村の管理機構)に委ねられており、労働局など労働管理部門の管轄外の事柄である。それに郷鎮企業の所有形態上の性格もあって、そこにおける固定工や「三位一体システム」の存在はありえない。その意味からすれば、都市セクターで行なわれた労働制度の改革は、農村労働市場と直接的には関係なかったのである。

要するに、改革開放と同時に推し進められた労働賃金制度の改革は、都市セクターにおける労働市場の形成する背景条件としてきわめて重要であるが、農村労働市場の形成は、むしろ開放政策に由来する「三来一補企業」の急増、ひいては就業機会の造出によって促進された、ということができよう。

(注1) 広東省政府弁公室編「経済体制改革文献 1978~86年」廣州 1987年。

(注2) 陳雄「労務市場」(同『発育中の広州市場』)

海口 海南人民出版社 1986年 第9章)。

(注3) 吳奕新「労働工資体制改革」(同『広東十年  
経済体制改革研究』広州 中山大学出版社 1990年 第  
8章)。

#### IV 労働市場の運営メカニズム

1991年11月現在、珠江デルタに滞在する外地労働者は300万人とも400万人とも言われているが、彼らの本籍地や流入企業の産業別所有形態別の分布状況、それに流入の経由ルート、等々については必ずしも十分に把握されているとはいいがたい。特に労働市場の組織状況についてはほとんど明らかになっていない。ここでは、若干の調査事例に基づき、労働市場の運行状態の一端の解明を試みる(注1)。

##### 1. 外地労働者の就業状況

珠江デルタへの流入者のうち、近接の湖南省、広西自治区、四川省、江西省および福建省は上位の5位を占め、各々40万~20万人の労働者を送り出している。受け入れ先の違いによって外地労働者の給源別構成は当然異なってくるが、東莞市の調査によれば、1990年7月現在、省外からの労働者は広東省内他市からのそれを上回り、56.01%に達した。それに対して、1985年と86年の仏山市と東莞市樟木頭鎮の例では、逆に広東省内他市からの者は全体の4分の3以上を占めた(第3表参照)。そこから1つ推察できることは、近年になって省外からの流入者の増加によって外地労働者の構成は次第に外省のほうへ傾斜してきている、ということである。

しかし、同表に示されている外地労働者の産業別構成から見ると、1つ興味深い特徴を見いだすことができる。すなわち、外地労働者の受け入れ

先や受け入れ時期を問わず、加工工業に吸収された者が最も多く、52.3~77.6%にもものぼる。それは「三来一補企業」を中心とする労働集約型の農村経済構造に起因したものにほかならない。それに農業・林業等第1次産業の就業者も全体の4.5~5.8%を占め、産業間移動を伴わない労働力の地域間移動として注目に値するものである。

次いで、外地労働者の構成を所属する企業の所有形態別から見てみよう。ここでは仏山市(1985年)の資料しかないが、所有形態別の構成を示すと、区営企業17.3%、郷営企業24.9%、村営企業32.0%、その他(連営・私営)25.0%と、どうも所有制の次元の低いほうに外地労働者が集まってくるかのように見える。この点は実に後述する労働市場の組織状況とも関連するが、村営企業、とりわけ連営・私営企業の場合、労働者を雇うとき区や郷の行政的拘束をあまり受けずにいられるからである。

##### 2. 労働市場の組織化

経済開発の初期段階では、過剰労働力と二重経済の存在、それに労働需給を調整する労働市場の未組織化もあって、労働供給者の就職行動もしくは雇主の採用慣行はあまり効率的なものではありえない。多くの場合、先入者が親戚・知人・同郷人と雇主の間を仲介する縁故採用と就職、あるいは民間の就職ブローカーが労働供給者と雇主との間で斡旋する就職と採用、あるいは門前募集による就職と採用と、いくつかのパターンが存在するが、広告による就業調整は非常に少ない。それは主として組織化された労働調整機構(情報の収集機能を有する)の未整備に起因すると一般的に考えられる(注2)。

珠江デルタの労働市場では、特に外地労働者は一体どのようなルートを通して流入してきたので

第3表 珠江デルタ地域の労働力流入状況

(%)

	東莞市 (1990年)	東莞市 (1986年)	仏山市 (1985年)	樟木頭鎮 (1986年)
流入労働者総数(人)	700,000	160,473	716,000	7,165
産業別				
加工工業	77.6	52.3	56.9	62.0
農業・林業	4.5	5.8		4.8
建築業	8.2	18.2	12.0	15.8
商業・サービス業・運輸業	4.1	3.9	18.0	6.5
その他の	5.6	19.7	13.1	10.9
流出先別				
省内他市から	43.99		100	75.0
省外から	56.01		0	25.0

(出所) 東莞市委弁公室, 仏山市委農村工作部, 広東省委宣伝部, および東莞市労働服务公司等の資料より作成。

(注) 空欄は不明。

であろうか。第3表に挙げた樟木頭鎮の事例であるが、当該鎮における外地労働者の流入ルート別構成は、先入者の紹介による者は65.3%、企業の自主的募集による者は15.0%、知人などの縁故による者は12.0%、門前募集による者は4.2%、流出先の関係部門の斡旋による者は3.5%となっている。また同表の東莞市(1986年)の事例でも、先入者の紹介と企業の自主的募集は60.0%、民間の就職ブローカーの仲介は20.0%、門前募集は4.0%、それに労働管理部門の斡旋は16.0%となっている。

この2つの事例からわかることは、少なくとも1986年頃までに珠江デルタ労働市場における労働の需給調整は主として非近代的労働調整の慣行によって行なわれていたことである。視点を変えてみれば、労働調整機構の未発達は、1988年以降発生した「盲流問題」とある程度関係すると思われる。

「盲流問題」の発生と深刻化を契機に、労働市場の組織化が急務としてクローズアップされ、

1988年に前述した「労働条例」が打ち出されることに至ったわけである。それ以来、珠江デルタ地域と省内他地域、および広東省と省外との協力関係が結ばれ、労働力の需要と供給を労働調整機構を通して調達するシステムの構築が進められている。

まず、広東省内において、既存の都市セクターの労働管理を主務とする労働局と併存して、都市と農村のすべての労働力を対象とする新しい労働管理機構がここ数年急速に整備されつつある。1991年8月現在、広東省の全ての市・県および85%の鎮・郷に「労働服务公司」のネットワークが出来上がっている。その主たる業務は、求職者の登録や就職情報の収集・提供、職業訓練、さらに地域間の協力など多様な内容及ぶ(注3)。ここで特に指摘しておきたいのは、ここ数年間珠江デルタ外の省内地域の過剰労働力の吸収および経済開発にとって、「労働服务公司」のネットワークが大きな役割を果たしていることである。

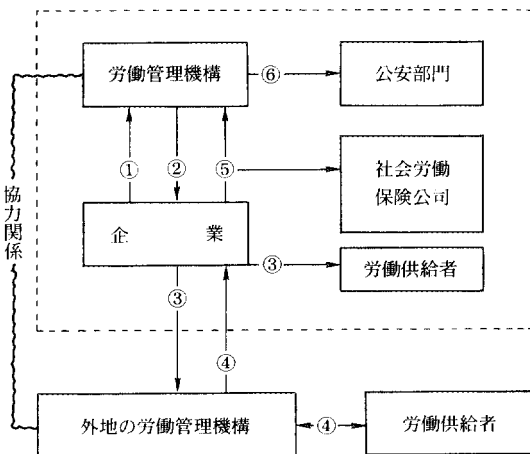
次に、広東省と他省との協力関係（労働者の導入）は最近「盲流」再発の防止のため強化されつつある。1つに、企業は身分証および本籍地の労働管理機構からの就労証明書を同時に持たない者を雇ってはならないこと、もう1つに、他省の労働管理機構を通して労働者の募集が行なわれること、と2つのやり方がある。四川省との連携関係を例にとってみよう<sup>(注4)</sup>。四川省は労働力の組織的輸出を図って、珠江デルタに労働管理機構の現地事務所を設置し、広東省の同類機関から協力を得、労働需要の割当量を手にすると同時に、珠江デルタに滞在する四川省の労働者を統一的に管理するとともに、必要な法律的保護も遂行しているという。

組織化された労働市場の運営を概念図で示すと、第4図のようになる<sup>(注5)</sup>。すなわち、①企業は労働者を募集するに先立って、労働管理機構に募集計画を提出せねばならない。企業は、②募集計画の認可を受けると、③域内の求職者か外地の労働管理機構（広東省と協定のあるもの）を通して労働者の募集を行なう。④外地労働者を募集する際、

一定の選定基準（試験や面接など）によって労働者が選ばれる。そして採用される労働者はまず臨時工として働きながら、企業内の技術訓練や教育を受ける一方、⑤企業は労働管理機構から正式な書類を取り付け、⑥それをもって公安部門から労働者の「臨時戸口」を入手する。普通、半年経つと、企業は「臨時工」としての労働者を契約工（正社員）に変換せねばならない。「契約工」になってから、企業は労働者のための労災保険金と労働管理費（労働管理部門に上納）、失業保険金（社会労働保険会社）などを支払わなければならない。これはいわゆる組織化された労働市場の仕組みである。第4図に示された手続きに従わない場合の労働採用は非合法採用とされ（「私招濫雇」）、取締りの対象となる。

ところが、実際の運営の中で、いわゆる非合法的なものは多くある。1991年8、9月の「労働用工執法大検査」によれば、深圳市の2055社工業企業の28万2000人のうち、違法者の比率は2割近くに達し、また、養殖や建築業、飲食・サービス業および私営企業の場合、同比率は40～60%と推定されている<sup>(注6)</sup>。こうした現象を生み出した最も重要な原因に、私営や連営のような零細かつ多数の企業が大きな吸収源として存在すること、企業は管理費や各種の保険金の納付を避けるために無許可の募集をひそかに行なうこと、「臨時工」のまま、あるいは保険に加入しなくても私営企業などに就職したいという外地労働者の意思が強いこと、さらにこういう外地労働者をひそかに連れ込む就職ブローカーが活発に斡旋すること<sup>(注7)</sup>、等が考えられよう。

第4図 組織化労働市場の概念図



(出所) 筆者作成。

(注1) 東莞市委弁公室調研組 前掲論文／東莞市委政研室 前掲論文／趙紹棋他「從佛山市農村看加速農村

## 研究ノート

労働力転移的幾個問題」（『農村研究』1986年第5期）56～59ページ／顧作義「一支發展商品經濟的進行力量」（『農村研究』1987年第5期）39～41ページ。

（注2） 隅谷 前掲書 第1章第2節。

（注3） 『羊城晚報』1991年8月24日。

（注4） 『信息時報』1991年7月4日／『農民日報』1991年11月5日。

（注5） 『深圳特區報』1991年9月24日／『羊城晚報』1991年11月6日。

（注6） 『深圳特區報』1991年10月30日，同11月10日と11月24日。

（注7） 『信息時報』1991年9月22日。

## む す び

周知のとおり、資本市場や技術市場に比較すると、労働市場の形成は最も難しい。人口もしくは労働供給者については、他の生産要素と異なって、産業間の移動、とりわけ地域間の移動がさまざまな非経済的ファクター（制度、慣習等）の制約を受けるため簡単にはできないというわけである。その意味から、本稿で明らかにした華南労働市場は健全なものにはまだ成長できないでいるものの、経済構造の変化に伴い、産業間、地域間および部門間における労働力の移動が盛んに行なわれることは、労働の需給関係を調整する労働市場が一応形成されていることを意味するに他ならない。とりわけ、経済開発過程における労働力の移動問題についての、「はじめに」において言及した既存の研究成果と関連して、華南労働市場の形成メカニズムについては以下の暫定的な結論を提示しておきたい。

「二階層二重構造」を特徴づけられる華南経済においては、「三来一補企業」および「三資企業」など市場調節型の企業が急速に成長するにつれ、労働力の需給バランスは地域内部では次第に達成

できなくなった。そうしたなかで、まず近隣地域から、そして遠隔地からの労働力の流入が発生し大規模化していった。労働力移動の地域的開放性は、特に労働市場が組織化される以前の段階ではかなり高く、途上国で一般的に見られる現象とあまり変わらないように思われる。同時に、技術・資本の集約度が低いという上述した市場調節型の企業の性格は労働力の同じ階層内での部門間移動を容易にしている。しかし、階層間の労働力移動は制度的要因も絡んでいるためいまだにそれが難しいのが現状である。すなわち、華南においても労働市場の階層化は依然として存在している。

さて、本文の分析結果を踏まえながら、効率的な労働市場の形成と改善を進めていくうえで、華南労働市場の現存する問題を示しておこう。第1に、都市セクター内のフォーマルセクター、とりわけ国営企業における労働採用と賃金決定は依然として労働局の厳しいコントロール下で行なわれ著しい硬直性を有する。たとえば、企業は労働者募集の自主権を一応与えられているが、応募資格の中に応募者の「戸口」や出身地等の条件が明記されなければならないとされている。結局、農村と都市の間に厚い制度的壁が以前そのまま存在し、公正な競争環境はなかなか形成されない。賃金決定の面においても、企業はあまり決定権を持たず、国営企業の相対的低賃金は従業員の出出を促す一因ともなっている。

第2に、「先城鎮後農村、先本地後外地」という地元優遇政策が示すように、労働力の質を問わず、省外の労働力を排除し、省内の貧しい農村地域を優先的に考慮することは、第1と同じ性格の問題であり、競争的労働市場の形成を妨げかねない。

第3に、労働市場の組織化が進められているが、



それもまた行政あるいは準行政的なやり方に依存し、長期的に見て、それが競争的労働市場の形成と運営にとってプラスになるか否かは疑問と言わざるをえない。むしろ、労働組合法も含めた労働立法を進めて、労働市場運営の秩序づくりに重点が置かれるべきであろう。

最後に、現段階の労働市場における慣行として、雇主も労働供給者もきわめて短期的な行動をとりがちである。終身雇用と言わなくても、雇用または勤続期間の長期化と熟練度との正の関係を考えると、より安定的な労使関係の構築が必要となろう。たとえ現在の労働集約型の加工工業にとって

短期的な雇用調整がよいとしても、将来の経済構造の高度化に対応できるかは問題であろう。

本稿は、華南労働市場の形成過程、基礎構造と主な特徴、そして労働市場の形成メカニズムと運営メカニズムについて重点的に考察を行なったが、賃金決定や賃金格差の検討は、ここではデータの制約もあって今後の課題とせざるをえない。

【付記】 華南における労働市場の実態調査に当たって、松下国際財団からご援助を賜りました。調査過程のなか、上海社会科学院部門経済研究所の王振氏（現在京都大学大学院）にご協力頂きました。ここに記して感謝の意を表したい。

（桃山学院大学経済学部専任講師）